

岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第46号

岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 県の景観形成に関する施策</p> <p>第1節 景観形成基本方針（第6条）</p> <p>第2節 景観形成重点地域（第7条—第13条）</p> <p>第3節 大規模建築等行為に関する景観形成（第14条—第18条）</p> <p>第4節 公共事業等の実施に関する景観形成（第19条）</p> <p>第5節 援助及び啓発（第20条—第22条）</p> <p>第3章 市町村の景観形成に関する施策（第23条）</p> <p>第4章 景観形成住民協定（第24条）</p> <p>第5章 岩手県景観形成審議会（第25条—第30条）</p> <p>第6章 雑則（第31条—第33条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 良好な景観の形成に関する施策</p> <p>第1節 景観法の施行に関する事項（第3条—第15条）</p> <p>第2節 公共事業等の実施に関する良好な景観の形成（第16条）</p> <p>第3節 良好な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請（第17条）</p> <p>第4節 景観資産（第18条—第20条）</p> <p>第5節 援助及び啓発（第21条—第23条）</p> <p>第3章 景観形成住民協定（第24条）</p> <p>第4章 岩手県景観形成審議会（第25条—第31条）</p> <p>第5章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより</u>、地域の特性を生かした良好な景観の保全と創造を図り、もって県民が誇りと愛着を持つことができる美し</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観形成 優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

(2) [略]

(3) 工作物 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、観覧車、コンクリートプラント等製造施設、石油等貯蔵施設、ごみ処理施設等の工作物で規則で定めるものをいう。

(4) 大規模建築等行為 次に掲げる行為をいう。

ア 建築物で、その高さ又は延べ面積が規則で定める規模を超えるもの（以下「大規模建築物」という。）の新築、増築若しくは改築（増築後又は改築後の高さ又は延べ面積が規則で定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）

イ 工作物で、その高さ又は築造面積若しくは表示面積が規則で定める規模を超えるもの（以下「大規模工作物」という。）の新築、増築若しくは改築（増築後又は改築後の高さ又は築造面積若しくは表示面積が規則で定める規模を超えることとなる増築又は改築を含む。）

ウ 屋外における物の集積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるもの

エ 鉱物の掘採又は土石の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ若しくは長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

オ 土地の形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。第11条第6号を除

い県土の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

(2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう

(3) [略]

き、以下同じ。)で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ若しくは長さが規則で定める規模を超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの

(県及び市町村の役割)

第3条 県は、県土の景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市町村は、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、景観形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、県土の景観形成のために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、県土の景観形成に自ら努めるとともに、県が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 県の景観形成に関する施策

第1節 景観形成基本方針

(景観形成基本方針)

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観法の施行に関する事項

(景観計画区域等)

第3条 景観計画区域は、次の各号のいずれかの地域に区分するものとする。

(1) 一般地域 (次号に掲げる地域以外の地域をいう。)

(2) 重点地域 (知事が県土の良好な景観の形成を図る上で特に重要と認める地域をいう。以下同じ。)

2 法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域を構成する地区ごとに定めるものとする。

(景観計画の策定の手続)

第4条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県景観形成審議会 (以下この章において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更 (規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第5条 知事は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、同条第2項に規定する当該計画提案に係る景観計画の素案について関係市町村長及び審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要する行為等)

第6条 知事は、県土の景観形成に関する基本的な方針（以下「景観形成基本方針」という。）を定めなければならない。

2 景観形成基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観形成に関する基本構想
- (2) 景観形成重点地域に関する基本的な事項
- (3) 大規模建築等行為に係る景観形成に関する基本的な事項
- (4) その他景観形成のために必要な基本的な事項

3 知事は、景観形成基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、景観形成基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、景観形成基本方針の変更について準用する。

第6条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (3) 水面の埋立て又は干拓
- (4) 重点地域内で行う木竹の伐採

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法及び着手予定日並びに同項の条例で定める事項として次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

- (1) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 行為の完了予定日

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

5 法第16条第1項の規定による届出に係る届出書に添付する図書で景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）に規定する条例で定める図書は、法第8条第3項第2号の規制又は措置の基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

第2節 景観形成重点地域

(景観形成重点地域の指定)

第7条 知事は、山岳、高原、河川、海岸等優れた自然の風景を有する地域、神社、寺院、遺跡等歴史的文化遺産を有する地域、良好な市街地を形成している地域その他の地域のうち、県土の景観形成を図る上で特に重要と認める区域を景観形成重点地域として指定することができる。

2 市町村長は、当該市町村の区域のうちに、前項の景観形成重点地域に該当すると認められる地域があるときは、知事に対し、景観形成重点地域として指定するよう要請することができる。

3 知事は、第1項の規定に基づく景観形成重点地域の指定（以下「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、その案（以下「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があったときは、当該指定をしようとする地域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定案について広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

7 知事は、指定をするときは、その旨及びその地域を告示しなければならない。

8 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

9 第2項から前項までの規定は景観形成重点地域の拡張について、第3項及び前2項の規定は景観形成重点地域の指定の解除及び景観形成重点地域の縮小について、それぞれ準用する。

(市町村長の意見の聴取)

第7条 知事は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る場所を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

(景観形成重点地域計画)

第8条 知事は、指定をするときは、景観形成基本方針に基づき、景観形成重点地域における景観形成に関する計画（以下「景観形成重点地域計画」という。）を定めなければならない。

2 景観形成重点地域計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 景観形成重点地域における景観形成のための基本的な方針に関する事項

(2) 景観形成重点地域における景観形成のための次に掲げる事項についての基準（以下「重点地域景観形成基準」という。）

ア 建築物及び工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地に関する事項

イ 木竹の伐採及び伐採跡地の緑化に関する事項

ウ 屋外における物の集積又は貯蔵の方法及びその遮へいに関する事項

エ 鉱物の掘採又は土石の採取の際の遮へい及び当該掘採又は採取の後の措置に関する事項

オ 土地の形質の変更後の形状及び緑化に関する事項

カ その他景観形成のために必要な事項

(3) その他景観形成重点地域における景観形成のために必要な事項

3 知事は、景観形成重点地域計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前条第3項から第6項までの規定は景観形成重点地域計画の決定について、同条第3項から第6項までの規定及び前項の規定は景観形成重点地域計画の変更（景観形成重点地域の拡張に係るものに限る。）について、同条第3項及び前項の規定は景観形成重点地域計画の廃止及び変更（景観形成重点地域の拡張に係るものを除く。）について、それぞれ準用する。

(勧告の手續及び公表)

第8条 知事は、法第16条第3項の規定に基づく勧告（以下この条において「勧告」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該公表に係る勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(重点地域景観形成基準の遵守)

第9条 景観形成重点地域内において、次条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が重点地域景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(景観形成重点地域内における行為の届出)

第10条 景観形成重点地域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、当該行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その種類、場所、施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

(1) 建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更（以下「新築等」という。）

(2) 工作物の新築等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における物の集積又は貯蔵

(5) 鉱物の掘採又は土石の採取

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあっては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

(2) 第6条第1項各号に掲げる行為で、規則で定める規模以下のもの

(3) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 前項第1号の規則で定める工作物並びに同号及び同項第2号の規則で定める規模は、第3条第2項の地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物（建築物を除く。以下同じ。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(6) 土地の形質の変更

2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。ただし、第12条第1項又は第2項の規定に基づく指導又は勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定による届出をしないで第1項各号に掲げる行為に着手した者に対し、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出るよう指導することができる。

4 知事は、前項の規定に基づく指導を受けた者がその指導に従わないときは、その指導に従うよう勧告することができる。

5 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

6 前3項の規定は、虚偽の届出の場合について準用する。

(適用除外)

第11条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、景観形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(3) 法令に基づいて許可、認可、届出等を要する行為のうち、景観形成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(5) 地盤面下又は水面下における行為

(6) 農業、林業又は漁業を営むために行う木竹の伐採、物の集積若しくは

(変更命令等の手続)

第11条 知事は、法第17条第1項の規定に基づき必要な措置をとることを命じようとするとき、又は同条第5項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

貯蔵又は土地の形質の変更（宅地の造成、土地の開墾又は水面の埋立て若しくは干拓を除く。）

（7）専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の新築等

（8）その他知事が規則で定める行為

（景観形成重点地域内における行為の指導等）

第12条 知事は、第10条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、その届出を行った者に対し、景観形成重点地域の重点地域景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく指導を受けた者がその指導に従わない場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、その指導に従うよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定に基づく勧告をしようとするときは、その指導に従わない者に対し、意見の聴取を行わなければならない。

4 知事は、第2項の規定に基づく勧告をしようとするときは、前項の規定により聴取した内容について岩手県景観形成審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

5 知事は、第2項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

第13条 知事は、景観形成重点地域において、当該景観形成重点地域の景観形成を図る上で著しく支障があると認められる建築物、工作物、土地又は屋外において集積若しくは貯蔵された物の所有者又は管理者に対して、当該景観形成重点地域の重点地域景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（景観重要建造物の指定等の手続）

第12条 知事は、法第19条第1項の規定に基づく指定又は法第27条第2項の規定に基づく指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、その指定又は指定の解除をしようとする建造物の存する市町村の長及び審議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、法第23条第1項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第26条の規定に基づき必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第13条 法第25条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

第3節 大規模建築等行為に関する景観形成

(大規模建築等行為景観形成基準)

第14条 知事は、景観形成基本方針に基づき、大規模建築等行為に関する景観形成のための基準（以下「大規模建築等行為景観形成基準」という。）を定めなければならない。

2 大規模建築等行為景観形成基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 大規模建築物及び大規模工作物の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材並びに敷地に関する事項
- (2) 屋外における物の集積又は貯蔵の方法及びその遮へいに関する事項
- (3) 鉱物の掘採又は土石の採取の際の遮へい及び当該掘採又は採取の後の措置に関する事項
- (4) 土地の形質の変更後の形状及び緑化に関する事項
- (5) その他景観形成のために必要な事項

3 知事は、大規模建築等行為景観形成基準を定めようとするときは、あらか

(1) 法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）の滅失及びき損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備を定期的に点検すること。

(2) 消火設備の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第14条 知事は、法第28条第1項の規定に基づく指定又は法第35条第2項の規定に基づく指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、その指定又は指定の解除をしようとする樹木の存する市町村の長及び審議会の意見を聴かななければならない。

2 知事は、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第34条の規定に基づき必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

じめ、岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、大規模建築等行為景観形成基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 前2項の規定は、大規模建築等行為景観形成基準の変更について準用する。

。

(大規模建築等行為景観形成基準の遵守)

第15条 大規模建築等行為をしようとする者は、当該大規模建築等行為が大規模建築等行為景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(大規模建築等行為の届出)

第16条 大規模建築等行為をしようとする者は、知事に対し、当該大規模建築等行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その種類、場所、施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た事項を変更しようとする者は、規則で定めるところにより、速やかにその内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条の規定に基づく指導又は勧告に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 知事は、前2項の規定による届出をしないで大規模建築等行為に着手した者に対し、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出るよう指導することができる。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。

。

(2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

4 知事は、前項の規定に基づく指導を受けた者がその指導に従わないときは、その指導に従うよう勧告することができる。

5 知事は、前項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

6 前3項の規定は、虚偽の届出の場合について準用する。

7 第11条の規定は、大規模建築等行為の届出について準用する。

(大規模建築等行為の指導等)

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観形成のために必要があると認めるときは、その届出を行った者に対し、大規模建築等行為景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 第12条第2項から第5項までの規定は、前項の指導について準用する。

(適用除外)

第18条 前2条の規定は、景観形成重点地域については、適用しない。

第4節 公共事業等の実施に関する景観形成

(公共事業等景観形成指針)

第19条 知事は、公共事業等の実施に関する景観形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、公共事業等景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

3 [略]

第2節 公共事業等の実施に関する良好な景観の形成

第16条 知事は、公共事業等の実施に関する良好な景観の形成のための指針（以下「公共事業等景観形成指針」という。）を定めなければならない。

2 知事は、公共事業等景観形成指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 [略]

第3節 良好な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請

第17条 知事は、景観計画区域内において、県土の良好な景観の形成を図る上で著しく支障がある建築物、工作物、土石の採取跡地又は屋外に堆積された物件があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、景観形成基準に

基づき必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第4節 景観資産

(登録)

第18条 知事は、良好な景観の形成に資する建造物（これと一体の土地その他の物件を含む。以下同じ。）、樹木又は優れた景観を眺望できる地点（次項において「建造物等」という。）で規則で定める基準に適合するものを岩手県景観資産（以下「景観資産」という。）として登録することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく登録をしようとするときは、あらかじめ、その登録をしようとする建造物等の所有者、その登録をしようとする建造物等の存する市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該建造物等が次項の規定に基づく市町村長の提案に係るものである場合においては、当該市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 市町村長その他規則で定める者は、建造物、樹木又は優れた景観を眺望できる地点について、規則で定めるところにより、知事に対し、景観資産として登録することを提案することができる。

4 知事は、前項の規定に基づく提案に係る建造物、樹木又は優れた景観を眺望できる地点について、第1項の基準に照らし、景観資産として登録する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

5 知事は、第1項の規定に基づく登録をしたときは、その旨を公表するとともに、当該登録が第3項の規定に基づく提案に係るものである場合においては、その旨を当該提案をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第19条 知事は、景観資産について、滅失、き損その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。

2 知事は、景観資産について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その登録を抹消することができる。

(援助)

第20条 県は、市町村が行う景観形成に関する施策の策定及び実施に関し、必要な援助を行うよう努めなければならない。

第21条 県は、事業者又は県民が行う第24条に規定する景観形成住民協定その他の景観形成活動に関し、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(啓発)

第22条 県は、事業者及び県民に対し、県土の景観形成に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 県は、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定その他景観形成を図る上で活用できる制度について、必要な啓発に努めるものとする。

第3章 市町村の景観形成に関する施策

(市町村景観形成基本方針)

第23条 市町村は、それぞれの立場において、当該市町村の景観形成のための基本的な方針（以下「市町村景観形成基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、それぞれの立場において、市町村景観形成基本方針に基づき、景観形成に関する施策を実施するよう努めるものとする。

3 前条第5項の規定は前2項の規定による登録の抹消について、同条第2項本文の規定は前項の規定に基づく登録の抹消について準用する。

(助言等)

第20条 県は、景観資産の保存及び活用が図られるよう、助言その他の必要な援助を行うものとする。

2 県は、関係市町村、事業者及び県民と連携し、景観資産を活用した地域の活性化が促進されるよう、情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(援助)

第21条 県は、市町村が行う良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に関し、必要な援助を行うよう努めなければならない。

第22条 県は、事業者又は県民が行う第24条に規定する景観形成住民協定その他の良好な景観の形成に関する活動に関し、必要な援助を行うよう努めなければならない。

(啓発)

第23条 県は、事業者及び県民に対し、県土の良好な景観の形成に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

2 県は、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定その他良好な景観の形成を図る上で活用できる制度について、必要な啓発に努めるものとする。

第4章 景観形成住民協定

(景観形成住民協定)

第24条 知事は、土地（道路、河川、公園等の公共の用に供する土地を除く。）の所有者並びに建築物及び工作物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権、使用貸借による権利等を有する者（国及び地方公共団体を除く。）が、当該土地について一定の区域を定め、その区域内における景観形成に関する協定を締結した場合において、当該協定が県土の景観形成に資すると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) その他協定の対象となる区域の景観形成に関し必要と認められる事項

3 [略]

第5章 岩手県景観形成審議会

(設置)

第25条 県土の景観形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 [略]

3 審議会は、県土の景観形成並びに屋外広告物条例第2条第2項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

第3章 景観形成住民協定

第24条 知事は、土地（道路、河川、公園等の公共の用に供する土地を除く。）の所有者並びに建築物及び工作物（規則で定める工作物に限る。次項において同じ。）の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権、使用貸借による権利等を有する者（国及び地方公共団体を除く。）が、当該土地について一定の区域を定め、その区域内における良好な景観の形成に関する協定を締結した場合において、当該協定が県土の良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該協定を景観形成住民協定として認定するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) その他協定の対象となる区域の良好な景観の形成に関し必要と認められる事項

3 [略]

第4章 岩手県景観形成審議会

(設置)

第25条 県土の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会（以下この章において「審議会」という。）を置く。

2 [略]

3 審議会は、県土の良好な景観の形成並びに屋外広告物条例第2条第2項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(部会)

第29条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決と

<p>(庶務)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(会長への委任)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(市町村条例との調整)</p> <p>第31条 市町村が、景観形成に関し、当該市町村の区域内における行為について条例を定めた場合においては、当該市町村の区域のうち、知事が別に指定する区域（以下「指定区域」という。）については、第2章第2節及び第3節の規定は、適用しない。</p> <p>2 知事は、指定区域を定めたときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</p> <p>3 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第32条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p>	<p>することができる。</p> <p>4 前2条の規定は、部会について準用する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(会長への委任)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(体制の整備)</p> <p>第32条 県は、市町村と連携して、一の市町村の区域を超える広域の見地から良好な景観の形成を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岩手の景観の保全と創造に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する景観計画の策定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例第3条から第5条までの規定の例により行うことができる。
- 3 この条例による改正前の岩手の景観の保全と創造に関する条例第10条第1項若しくは第2項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による届出を要する行為に平成23年4月30日以前に着手した者に対する知事による指導その他の監督については、なお従前の例による。